

8 申請に対する標準処理期間

申請に対する標準処理期間の基準は、次のとおりとする。

	申請項目	標準処理期間	標準処理期間の設定
1	仮貯蔵・仮取扱いの承認申請	5日	申請日の翌日から起算し、承認日までとする。
2	製造所等の設置許可申請 製造所等の変更許可申請	21日 14日	申請日の翌日から起算し、許可書交付日までとする。ただし、危険物保安技術協会（KHK）への審査委託期間は含まない。
3	完成検査申請	5日	検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。
4	仮使用の承認申請	14日	申請日の翌日から起算し、承認書交付日までとする。
5	完成検査前検査申請	5日	検査完了日の翌日から起算し、完成検査前検査済証交付日までとする。ただし、危険物保安技術協会（KHK）への審査委託期間は含まない。
6	予防規程認可申請	15日	申請日の翌日から起算し、認可書交付日までとする。
7	定期保安検査申請 臨時保安検査申請	20日	検査完了日の翌日から起算し、保安検査済証交付日までとする。ただし、危険物保安技術協会（KHK）への審査委託期間は含まない。
8	完成検査済証再交付申請	10日	申請日の翌日から起算し、完成検査済証再交付日までとする。
9	保安検査時期変更承認申請	5日	申請日の翌日から起算し、承認日までとする
10	保安検査時期延長申請	5日	申請日の翌日から起算し、承認日までとする
11	内部点検期間の延長申請	5日	申請日の翌日から起算し、承認日までとする
12	休止確認申請書	5日	申請日の翌日から起算し、承認日までとする
備考			
1 受付時間は開庁日の8時30分から17時15分までとする。			
2 休日等の閉庁日及び書類の補正に要する期間は算入しない。			